

平成27年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成27年 3月13日（金） 9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田	和久	観光課長	吉田	隆
副町長	池田	高世偉	定住対策課長	鳥井	登
教育長	山本	和博	農林水産課長	佐々木	千明
総務課長	大庭	孝久	上下水道課長	山崎	龍一
会計管理者	池田	賢一	建設課長	春木	茂正
企画財政課長	渡部	誠	総務学校教育課長	八幡	哲
税務課長	池田	茂良	生涯学習課長	濱田	勉
町民課長	名越	玲子	布施支所長	大上	一郎
福祉課長	藤川	芳人	五箇支所長	宮本	智幸
保健課長	長田	栄	都万支所長	田中	秀喜
環境課長	阿部	眞澄	財政係長	宇野	慎一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 7人

1、議員提出議案の題目

発委第1号 「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時55分）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案の、議第7号から議第58号までの計52件及び陳情・要望案件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務教育民生常任委員長：8番 小野昌士 議員

○8番（小野昌士）

総務教育民生常任委員会の報告をいたします。

委員会に付託された案件は、全部で45議案でございます。

条例改正が34議案、一般会計他特別会計予算が11議案でございます。

当委員会は、7日間審議をいたしました。結論から申し上げます。全ての議案を「可決」すべしとなりました。所管の審査事項の主な意見、指摘事項を申し上げます。

まず、平成27年度隠岐の島町一般会計、特別会計でございます。

総務関係で社会保障・税番号制度導入費932万1,000円は、マイナンバー制度導入にかかる諸費用であります。マイナンバー制度の対象になるのは、社会保障、税務、災害対策の3分野が中心で、年金や雇用保険の給付、所得税の確定申告、災害に遭った人への支援金の支給などの手続きで利用されます。

例えば、年金の給付資格を得るのに、現在は申請書に住民票を添付して提出しなければなりません。マイナンバーを用いれば住民票はいらない。その他、予防接種の履歴等一部の医療分野でも使われます。個人の預金口座と番号を結び付け、適切に納税されているかチェックすることにも利用される見通しと聞いております。町は今年10月から、住民に12桁の番号を郵送で通知し、来年1月以降に顔写真付きの「個人番号カード」を交付することになっております。利用者は、平成29年1月から運用されるインターネットの専用ページ「マイポータル」で、自分の番号がいつ、何に使われたかを確認できることになっております。ただ、システムが稼働するのは平成29年以降ですので、その間はカードを身分証として活用する程度であるといわれています。委員からは高齢者でネットを使用している人がどれほどいるかはわからないが、しっかり時間をかけて町民に周知して、情報管理も含め制度運用に問題が生じないように対応するよう要望いたしました。

竹島資料収集施設建設事業6,142万円については、竹島が韓国に不法占拠され、すでに60年余りが経過しました。かつて竹島で、実際に漁業活動を行った隠岐島住民はすでになく、事実を語り継ぐ子孫も高齢化が進む中で、島根県や隠岐単独の取組みには限界があり、このままではいずれ竹島問題が風化してしまうのではないかと危機意識から、竹島漁業の基地であった久見地区に資料収集施設を建設するもので、隠岐の島町所有の旧福祉館を解体して150㎡の建物を建てるものでございます。委員からは国に要望している「竹島漁撈歴史館」(仮称)に、隠岐の島町単独でそうした施設を作れば要望が聞き入れられなくなるのではないかと、あるいは資料の収集保管施設と聞いていた初めの話とずいぶん違ってきている、そんなものは認められない、町外から久見が竹島漁業の基地であったというので行ってみたら何もなかったでは歴史が繋がらないので何かの施設は是非必要でないか等々意見があり、国家主権のことがらでもあり、今少し、各関係者の意見も聞くと併せ、土地が町所有でないこと、建物の規模・目的・施設の管理方法等の明確化ができてなく、更なる検討が必要であり予算の

執行については、竹島対策特別委員会も含め所管委員会の十分な理解を得て執行するよう指摘をしました。

次に企画財政関係で、隠岐の島油槽所運営事業、7,641万円については施設メンテナンス事業2,462万4,000円と、指定管理料5,040万2,000円株式会社あいらんどであります。

委員から現状は株式会社ニヤクコーポレーションが仕事をしており、将来は隠岐の島町が直営も含め株式会社ニヤクコーポレーションに替わる体制を早急に整備する必要がある。指定管理期間4年のうちに島内運営の確立をするよう指摘をいたしました。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険事業については、平成30年には県下一本化の運営が決まっております。ただ、平成30年までの間、基金も底をつき医療費の減少も期待できず、滞納額の徴収も計画通りできていません。そういう現状を考えれば、事業の運営ができるのか課題であります。

保険税の引き上げは、平成27年度が全計画の最終年度で引き上げが行われます。さらに引き上げの環境にないのが現状であります。国保の全被保険者数4,383人のうち、所得区分により軽減対象者は全体の44パーセントとなっており、所得に恵まれない人が多く保険税を毎年引き上げるのは厳しいと考えられる。一般会計からの繰入で対応するのか、今少し引き上げるのか、早く町の方向性を示して、被保険者に不安を生じさせない対応をするよう指摘をいたしました。

次に教育関係で、学校適正化検討について、これは委員会開催費30万1,000円で、隠岐の島町教育委員会教育長の諮問に応じ、教育効果が図られる町立小中学校規模の適正化について検討審議するため、8名の委員で、委員会を組織し検討して、平成28年2月頃に教育長へ答申し、それをもとに適正化計画が策定されるものがございます。

委員から国の指針に拘束力があるのか等の意見がありますが、学校統合等は子ども中心に議論されるでしょうが、地域・財政・雇用等を含め総合的に検討するよう要望いたしました。

次に条例改正でございますが、教育行政における責任体制の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一本化し、新教育長任期3年を議会の同意を得て町長が直接教育長を任命すること、町に「総合教育会議」を設置し、教育の目標や施策の根本的な方針を定めた大綱を策定する等、公の場で教育政策について、町長が議論することが可能になる等の法律改正が行われました。それらに基づく今回の条例改正、その他の条例改正についての特に意見はありませんでした。

最後に、その他事項でございます。

隠岐の島町の施策課題に対応するための決議に、「子育て支援を強力に推進すること」を決議しています。中学卒業までの医療費無料化・保育料等軽減等は、若者がこの町で安心して暮らせるために、雇用の場を含め主要な施策であります。「まち・ひと・しごと創生法」でいう、隠岐の島町の総合戦略の中でしっかり検討するよう要望をいたしました。

所管の調査事項については引き続き調査・研究してまいります。以上でございます。

○議長（石田茂春）

次に、産業建設常任委員長：4番 佐々木雅秀 議員

○4番（佐々木雅秀）

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会で付託されました、公営住宅管理条例の一部を改正する条例、工事請負変更契約、平成27年度一般会計及び各特別会計予算計8件と、継続審査の「隠岐航路に係る本土寄港地を1港とする要望」1件及び「農協改革」、「TPP」、「米価対策」に関する陳情3件の審査と、本委員会所管の調査事項について調査いたしましたので、審査の経過及び結果について報告します。

委員会は、議会閉会中の2月3日、20日、24日、26日、会期中の3月10日、11日、12日の7日間開催し、必要に応じ担当課から資料の提出と説明を求めて慎重に審査をいたしました。

審査の結果、公営住宅管理条例の一部を改正する条例、工事請負変更契約、平成27年度一般会計及び特別会計予算、計8件については全会一致で「可決」すべし、「隠岐航路に係る本土寄港地を1港とする要望」については「採択」すべし、陳情3件については未だ調査が必要であり継続して審査すべしと決定いたしました。

それでは、議案の審査過程での執行部からの説明と委員会の指摘事項のうち、10項目について申し上げます。

まず始めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業についてであります。

国が、地方創生戦略の一環で前倒しして実施する交付金事業であり、本庁の2060年までの人口を推定して目標値を設定し、地方版総合戦略を策定するものであります。本町の将来の姿にかかわるもっとも重要な事業であることから町内外のありとあらゆる知恵、ノウハウ技術を結集する必要があると、委員会としても常に情報を共有しながら連携して取組むよう指摘をいたしました。

第二に、空き家改造事業（1戸予定）についてであります。

空き家を住宅用や事業用など目的に応じて適切に対応する必要があり、また改修費などの

支援策についても一定の基準を定めて適用する必要があります。現在、空き家提供者や UI ターンなどの利用者に対して個別に対応しているところですが、建築業者や不動産業者などの専門家を加えて「空き家バンク」として組織化を図るよう指摘をいたしました。

第三に、地域おこし協力隊制度についてであります。

この制度を導入して1期3年を経過しましたが、その効果は不十分であり、彼らの定住にもつながっていない状況であります。原因としては、導入の目的とそれを解決すべき人材の募集方法に必然性がなく、また運用方法にも地域おこし協力隊への丸投げになっているのではないかと感じるところであります。今後は、本町の重要な課題を選定してそれを解決し得るプロフェッショナル、あるいはスペシャリスト、またそれを目指す人材を募集し、協働して取り組むべきと指摘をいたしました。

第四、新市街地活性化基本計画策定についてであります。

西郷港周辺がさびれる一方、ショッピングセンターや消防署が移転するなど市街地が下西、平地区に広がったことにより新たに地域ごとの特性を活かした“まちづくり”計画を策定するものであります。

その中でも最優先すべきことは、空き家、空き店舗の増加とともに人通りが少なくなった中心市街地の活性化を図ることであり、行政の重要な使命として取り組むべきと指摘をいたしました。

第五、国際交流事業費 80 万円についてであります。ポーランドクロトシン市市制 600 年記念式典、6 月 14 日にありますが、参加旅費 2 名分であります。

3 月 3 日から 4 日にかけて、ポーランドから市長、県副知事、駐ポーランド日本大使、駐日ポーランド大使、ポーランド相撲連盟会長、島根県関係者外 10 名の皆さんが来町し、町内観光と相撲練習風景の見学、関係者の交流会がありました。

ポーランドは相撲が非常に盛んであり、本町に相撲のルーツといわれる古典相撲が行われることから来町され、市制記念式典への参加要請があったものであります。観光客の誘致や隠岐産品の輸出など経済交流につなげるための交流は本町単独では不可能であり、国・県レベルの対応が必要であり、国・県と早急に協議すべきと指摘をいたしました。

第六、交通弱者対策についてであります。

現在、地域公共交通会議が年 3 回開催され、路線バス、これに接続する町営バス、循環バス、予約利用のオンデマンドタクシーなど交通弱者対策を講じているところでもあります。

人口減少に伴って利用者が減少する中でも未だ対策が不十分な地域もあることから、常に

地域特性に応じた利便性の確保と運行コストの削減に努力するよう指摘をいたしました。

第七、観光遊覧船事業についてであります。

現在、ローソク島遊覧と八尾川遊覧が運航しており、白島、よろい岩、浄土ヶ浦遊覧は運航しておらず、ここ数年の利用者はローソク島が6,000人前後、八尾川が1,600人と減少傾向であります。交流人口拡大に向けて効果がみられない危機的な状況といわざるを得ません。

鑑賞時間に制約があるからとか、船舶の能力に限界があるからということでは済まされません。隠岐世界ジオパークならではの魅力ある海岸はたくさんあることは論を待たないところであります。周辺の環境美化も併せ、利用者の利便性や満足度を第一に考え、遊覧船事業を根本的に見直すべきと指摘をいたしました。

第八、西郷地区公共下水道事業整備のミックス（MICS）についてであります。

ミックスとは、現在島後クリーンセンターで処理している集落排水、個別浄化槽の汚泥と各家庭のし尿を、公共下水道整備に併せて西郷浄化センターで統一処理する仕組みであります。平成32年度の供用開始に向けて整備するものであります。島後クリーンセンターの更新はせず、汚泥やし尿の処理にかかる維持管理費のコスト削減に役立つ仕組みであります。整備のための起債償還もあり維持管理費の削減は喫緊の課題であり、下水加入率の向上に向け更なる対策を講じるよう指摘をいたしました。

第九、木質ペレット製造設備整備事業1,500万円についてであります。

ペレット工場の実施設計業務費であります。

平成20年7月の「隠岐の島町木質バイオマスタウン構想」以来、調査検討してきた中で、平成26年12月の報告書にある計画に基づくものであります。国の進めるCo2削減という大義の中で本町として主体的に環境対策と雇用対策を目指すとのことであります。報告書において需要先としては町の公共施設を計画しており、原料の確保も十分であり工場の採算性もあるとのことであります。

しかし、昨年先進地視察で新潟県阿賀町の調査をしたときには需要先が少ないこともあり、また原材料の確保や工場の採算性などが課題であるとのことから整備の中途の採算性や将来予測についての検証は重要であり、議会とも情報を共有しながら慎重に進めるべきと指摘をいたしました。

最後に、陳情、要望についてであります。

「隠岐航路に係る本土寄港地を1港とする要望」については本年度実施する住民アンケートの調査結果及び関係者の意見を踏まえた上で、本町としての方向性を出し4か町村と協議

を始めるべきと、「採択」すべしと決しました。

島根県農民運動連合会からの「農協改革」、「TPP 交渉」、「米価対策を求める意見書提出」の陳情3件については未だ調査の必要があり、継続して審査することといたしました。

その他のまちづくり対策事業に関する調査について及び地域産業の振興に関する調査については、継続して調査することといたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田茂春）

以上で、委員長報告を終わります。

日 程 第 2、特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町会議規則第47条第2項の規定により、議会広報調査特別委員会と竹島対策特別委員会から調査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、議会広報調査特別委員会と竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

始めに、議会広報調査特別委員長の発言を許します。

議会広報調査特別委員長：7 番 齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

議会広報調査特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は1月16日、22日、23日、2月2日の4日間開催し、議会だより平成27年1月号を2月16日に配布いたしました。

次に、平成27年度の当議会広報紙の印刷業者選定の経過を報告します。

印刷業者を公募したところ3者から応募があり、同じ見積額の2者について面接選考によって1者に決定することとしました。

2月25日に副議長、委員長、副委員長が2者と面接し、その後評価項目5項目において厳正なる審査を行い、勝部表装有限会社を平成27年度議会広報の印刷業者として決定いたしま

した。審査資料は議会事務局に保管してありますのでご確認下さい。

今定例会中は、3月5日に当委員会を開催し、「議会だより4月号」の編集方針並びに、発行の日程について協議しました。今後の予定は原稿の締め切りを4月6日(月)午前中とし、その日の午後に第1回編集会議を行います。そして4月13日、14日、20日と編集会議を行い、4月30日に嘱託員配布とします。

なお、申し合わせにより現体制での最後の報告となります。町民の皆様が手にとって読みたくなるような紙面づくりをと委員一同努力してきたつもりですが、まだまだ不十分であると思います。さらなる調査研究が必要であり、委員会での協議の中ですでに常任委員会のように活動しており、また県内では常任委員会として広報調査活動をしている議会もあることから「当委員会を常任委員会とすべき」との意見が出ており、委員会の総意として、この案について議会で取り上げていただきたいということになりました。議会全体で議論を尽くされることを切にお願いします。

以上で、議会広報調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（石田茂春）

次に、竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

○12番（米澤壽重）

竹島対策特別委員会より中間報告をいたします。

当委員会は議会閉会中の2月13日と会期中の3月5日に委員会を開催し、調査・研究してまいりましたので報告いたします。

国の来年度予算案によると、竹島を含む領土問題の情報発信強化を狙いとする海外への情報を発信する新事業に約6億7,000万円が盛り込まれました。竹島は「日本固有の領土」であると発信し、国際世論に訴える試みは今後の返還運動に弾みがつくものと、期待される所です。

2月17日には竹島領土権確立隠岐期成同盟会による東京要望活動が実施され、内閣官房・外務省などの各政府機関や県選出国會議員などへ要望いたしました。

要望内容は、一点目、内閣府に竹島を所管する組織の設置、二点目は隠岐島への「竹島漁撈歴史資料館」の設置、三点目は暫定水域における漁業秩序の確立、四点目は、国境離島における国防体制の強化、五点目は学校教育における領土に関する学習の強化、でありました。

要望先の主な回答は、一つは、暫定水域での安全操業については政府間レベルで協議する

機運が高まっている。二点目は粘り強い外交交渉による平和的な解決を求める姿勢は変わらない、三点目でありますが、両国がお互いに理解を深めるためには民間レベルの交流が不可欠である、四点目でありますが、文化交流的視点で民間交流を進めお互いに理解しあう姿勢が重要である、との返答がありました。

2月22日の「竹島の日」記念式典には本町関係者を含め469人が参加をし、また、政務官他11名の国会議員の出席により、10周年記念式典が行われました。節目を迎えた式典でありましたが、国会議員の出席も平成25年の20人の出席をピークに減り続け、報道陣の数も半減しており、一時期の高まった機運もしぼみがちになっています。県条例制定そのものは、埋もれていた竹島問題の存在を広く世に知らしめる役割は認めるところであります。しかしながら一方では県が主体となって行う式典には限界があり、式典そのものの形骸化が懸念されるところであります。

記念式典に先立ち、両副委員長と共に大西県竹島対策室長と面談し、第4期島根県竹島問題研究会設置を求める要望活動をいたしました。室長からは引き続き調査・研究する機関を設置する考えが示されました。

竹島資料施設建設に関しては、かつて竹島漁撈の基地であった久見地区に竹島漁撈の証として、記憶を後世に伝えるための収集・調査の拠点施設を建設する計画であります。

委員からの主な意見は、一点目は、点在する資料を保管する施設と理解していたが収集活動の拠点施設であるとの説明があった。当初の説明とは異なっており十分な説明がなされなかった。二点目は、資料施設収集に努める施設と理解しているが管理運営方式、土地の問題、郵便局の入所、特産品の販売など課題も多い、もっと慎重に検討すべきではないか。三点目としましては、資料はあくまでも国が設置する施設に展示すべきである。計画している施設は伝承館であるので急がなければならない理由はない、などの意見がありました。

当委員会といたしましては施設建設を行ったとしても、国に対しては国が直轄する竹島に関する啓発施設の設置を引き続き強く要望していくことを確認いたしました。

なお所管の調査事項については、議会閉会中も調査研究を進めてまいります。

以上をもちまして、当委員会からの中間報告といたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終ります。

ここで13時30分まで昼食休憩といたします。

（本会議休憩宣告 11時57分）

○議長（石田茂春）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

日 程 第 3、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の議第7号「隠岐の島町行政手続条例の一部を改正する条例」から諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの54件及び要望1件、本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番：齋藤幸廣 議員

○7番（齋藤幸廣）

私は議第45号「平成27年度隠岐の島町一般会計予算」の森林病虫害等防除事業について反対の立場から討論をいたします。

一般質問、総括質疑のために松枯れの状況を調査・研究を重ねるうちに、松くい虫防除のための薬剤スミパインの空中散布と地上散布には思っていた以上に、環境、すなわち人間を始めとする生物に多大な影響を与えるおそれがあることが明らかになりました。たしかに、日本国内においては科学者の意見は安全・危険と評価が二分されています。そこでより客観的なデータとして国連のWHO世界保健機関のデータを調べてみたのです。そこにはこの薬剤の主成分であるフェニトロチオンは重度の海洋汚染物質であり魚類で生物濃縮されて食物連鎖の頂点に立つ人間が魚を食べることによって体に取り込むことになると書かれています。

担当課の職員と話をしているときに「農薬も使ってはいけないということになるのではないか」と言われました。農薬は採れたものを食べるということが前提となりますので安全性の基準は大変厳しく設定されています。スミチオンと並べて語るわけにはいきません。

平成20年出雲市で空中散布後多くの市民が体調不良に陥りました。そして、昨年白島の空中散布のあと、ある家族が同じような症状になったのです。極めて小さい粒子はその時の風向きなど気象条件によって飛び散る方向が変わります。このことは福島第1原発のメルトダウンのときにも放射性物質は想定外の方向と範囲に飛散したことから分かっていただけだと思います。

隠岐世界ジオパークの特徴の一つに豊かな自然環境が挙げられています。今、県・隠岐4

か町村は世界ジオパークをキーワードに交流人口の拡大を目指して協議をしています。そこでは世界認定に即した自然環境の整備が謳われています。さらに再認定の審査も受けなければなりません。環境を破壊する薬剤の散布をこれからも続けていくことはイメージダウンにつながり審査に影を落とすおそれがあります。

25年間、四半世紀にわたって空散を続け周りの伐倒駆除を続けてきましたが、松枯れの進行をとめることはできていません。毎年新たな松枯れが出ています。また、中村森地区での地上散布はあまりにも民家の近くであり、保育所・学校にも近く風向きによっては飛散した薬剤を浴びることになりかねません。

空中散布、地上散布はただちに中止すべきです。私は、松くい虫対策すべてをやめろと言っているわけではありません。今、樹幹注入をしている南方、屋那、中村の防風林などの樹幹注入だけは続けるべきだと考えます。本当に残すことができる松、残すべき松に限って事業を実施すべきです。

この薬剤は、5年間効果が持続するよう改良されています。これらの松のすべてに仕様どおりに樹幹注入を続けても担当課から提出された資料のとおり単年度での町の直接負担する経費はグンと抑えられ財政の健全化に寄与できます。

それと併せて、森林組合と地域の人たちが協力して松林の枯葉のかき出しなどの手入れをし、健全な松に育てる事業を組み合わせれば松の抵抗力を強めることができ、薬剤代金以外の経費は町内に入り、このことは経済を動かすことにもなります。

以上の理由により、当初予算の森林病害等予防事業に反対します。最後に私たちの子孫の代に負の財産を残すようなことをしてはならないということを訴えて、反対討論を終わります。

○議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番：福田 晃 議員

○15番（福田 晃）

私は、議第45号「平成27年度隠岐の島町一般会計予算」森林病虫害等防除事業の薬剤散布費に賛成いたします。

松の国土保全の大きな役割や観光にとって重要な景勝地での必要性は9月定例議会で一般質問をいたしましたので意見は省略させていただきますが、町にとって必要不可欠の事業と考慮され当初予算に計上された事業費であると思います。

空中散布に使用された薬剤スミチオンマイクロカプセル剤は、農薬取締法に基づき登録さ

れ、指定された用法に基づき散布しているので安全上問題なく、また、空中散布を行うに当たっては気中濃度調査を散布直後から3か所で各36回の実施を予定しており、過去に実施したいずれの測定結果においても農薬の安全性の評価値とされる10マイクログラムに比べて検出限界の0.05マイクログラムを下回る結果でありました。このことを踏まえ安全性100パーセントではないが人体への被害は考えられません。100パーセントの安全性をわが町に求めるのなら秋に行われるカメムシ等の対策にするような田んぼの農薬散布、また夏になると町が介入する海水浴場も100パーセント安全性があるとは考えられません。松枯れが進んでいる中村の松林で行われている植林や屋那の松原では卒業生や地域住民有志による松の苗木の植林が行われており、これらの松を後世に残すためにも地上散布等薬剤散布は必要であり、この当初予算に賛成をいたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（石田茂春）

他に討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

まず始めに、議第7号「隠岐の島町行政手続条例の一部を改正する条例」から議第38号「隠岐の島町過疎地域自立促進計画の一部変更について」までの32件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、常任委員長のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、議第7号から議第38号までの32件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第39号「町道路線の変更について」から議第44号「指定管理者の指定について〔北方集会所〕」までの6件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、議第 39 号から議第 44 号までの 6 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 45 号「平成 27 年度隠岐の島町一般会計予算」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立「多数」であります。

したがって、議第 45 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 46 号「平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計予算」から、議第 58 号「平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの 13 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、議第 46 号から議第 58 号までの 13 件は、原案のとおり可決されました。

次に、諮問第 1 号、2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、諮問第 1 号及び 2 号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、要望第 4 号「隠岐航路に係る本土寄港地を 1 港とする要望」について採決します。

この要望について委員長報告は、「採択」です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

したがって、要望第 4 号は、委員長報告のとおり決定することにいたしました。

以上で、「採決」を終ります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程及び審議

本日、お手元に配付のとおり1件の議案が委員会提案されました。

隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定による、委員会提案の要件を満たしていますので直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました発委第1号「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

6番：平田文夫 議員

○6番（平田文夫）

発委第1号 「隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例」

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年3月13日提出

提出者 議会運営委員会委員長 平田文夫

隠岐の島町議会議長 石田茂春 様

隠岐の島町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

教育委員会と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及委員長等の出席義務）が改正されたことから、隠岐の島町議会委員会条例第18条を改正するものであります。どうかご賛同をお願いします。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

発委第1号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程と審議」を終ります。

日 程 第 6、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長及び各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長、特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終ります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全部議了いたしました。

これをもって、平成27年第1回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 13時47分)

以 下 余 白